

審 第94号-1
答申第618号
令和7年4月4日

千葉県公安委員会
委員長 飯田浩子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和4年1月26日付け公委（木警）発第1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1158号

令和3年11月8日付けで審査請求人から提起された、令和3年9月21日付け木警発第121号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和3年7月26日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件開示請求の内容は、「木更津署長が作成または保有する以下の行政文書（令和3年7月26日現在、保存期間内の行政文書に限る）、1 当直日誌（地域係長・交番・駐在所・パトカーは除く）、2 地域課課長代理・交通課員・警備課員（外事・公安部門は除く）の勤務指定表、3 当番日誌（地域課長代理・交通課・警備課）ただし、警備課のうち外事・公安部門は除く、4 雑踏警備（木更津みなど祭り）～主催者、警備担当者から入手した計画書などの書類も含む、多少名称が異なれど、同一と思われるものに付き回答をお願いします。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は本件開示請求のうち、前記2の「4 雑踏警備（木更津みなど祭り）～主催者、警備担当者から入手した計画書などの書類も含む」の請求について、請求に係る対象文書として「雑踏警備日誌」及び「令和2年夏期観光安全対策」（以下これらの文書を「本件対象文書」という。）を特定し、令和3年9月21日付け木警発第121号で行政文書部分示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年11月8日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は審査請求書及び反論書において、以下のとおり主張している。

1 審査請求の趣旨

以下の文書の開示を求める。雑踏（交通規制）警備～木更津みなと祭り（港まつり）に関する開示していない行政文書全部。

2 審査請求の理由

木更津署警務課は、私の情報公開請求につき「雑踏警備日誌」「令和2年夏期観光安全対策」の2文書の一部公開を決定した。公開された「雑踏警備日誌」により、平成28、29、30、31（令和元）年につき木更津港まつりが開催されたことが判明した。同港まつりにつき、木更津市及び木更津港まつり実行委員会は年に4回会議を開催している。そして、その会議には市職員、実行委員会、警察、JR、安全協会、請け負った警備業者、海上保安署職員、その他スタッフが毎回参加している。千葉県で一番大きな花火大会であることから、その雑踏警備・交通誘導警備・交通規制につき木更津市観光振興課などは綿密な警備計画を立て、それに付き膨大な行政文書が存在している。

しかし、木更津署長は上記雑踏警備日誌及び令和2年夏期観光安全対策の2種類の文書しか保有（收受及び作成）していないとしている。書類が存在するのにもかかわらず、下記（1）～（3）の行政文書を公開しないことは承服しがたい。よって、次のとおりに公安委員会に審査を求めるものである。

（1）次の警察が収集した行政文書の公開を求める

- ア 担当者会議開催の案内文（年4回分～「保存期間内のもの…以下全てに該当」）
- イ 警備仕様書（請け負った警備業者が作成のもの～花火・やっさいもっさい各1）
- ウ 警備仕様書（市・または実行委員会作成のもの～同上）
- エ 担当者会議資料～市及び警備業者作成のもの各1部（年4回分）
- オ 交通規制図・配置図～警備業者及び市作成のもの各1部
- カ 木更津駅構内動線図～木更津駅長または警備業者作成のもの
- キ 港まつり課題整理表～市作成のもの
- ク 警備計画書～市及び警備業者作成のもの各1

（2）次の警察が作成したもの及び関係者に提出した行政文書の公開を求める

- ア 担当者会議出欠席表（年4回分）
- イ 交通規制図
- ウ 来場者や住民に配布する交通規制の案内
- エ 担当者会議で事前に意見を求められた花火大会の警察の課題（課題一覧表に載っていないものも含む）

オ 警備計画書（本部長や警備（交通）部長に報告する警察内部用のもの）

カ 警備報告書（同上）

キ その他、関係者に配布した書類

（3）次の事実（木更津署交通課が関係者会議で発表した事案）についての行政文書の公開を求める

平成30年花火大会において、警備業者または交通安全協会の警備員が警察官でないのに現場に警察官がいないのにもかかわらず、勝手に対面する信号が赤であるのにもかかわらず、当該車両の運転手に「進行」の指示を出し、指示を出した者が着用していた制服から、警察官と誤認した運転手が赤信号交差点に進入し、交差点において危険な状態や混乱が起きる状態を引き起こした。

本事実につき、当該交通誘導を行った警備員（警備業者または交通安全協会）に対してどのような行政行為（たとえば警備業法の指示処分）や事実行為（いわゆる始末書、顛末書提出処分）を行ったのか、それを記録した行政文書（110番通報が入ったのならばその通報記録も含む～入ったかどうかは不明、交通事故が発生しないのならば交通物件事故受理報告書）。

3 反論書の内容

私は、開示請求をして開示されていない文書、前記2（1）ないし（3）の開示を新たに求めているものである。具体的には、木更津港まつりに関しての前記の文書である。つまり、すでに開示された文書について黒塗りの部分を含み、争いはない。しかし、処分庁は開示済みの文書につき不開示（黒塗り）の理由とその開示の正当性を単に説明しているだけである。実施機関弁明書の「決定の内容及び理由」につき争いもないから説明もいらない。

私が具体的に指摘した前記2（1）アにあるような木更津署長が収集した担当者会議の案内文や（1）イの警備を請け負った警備会社（団体）が作成した警備仕様書…以下（3）まで続く…等の書類につき、その収集の有無、作成の有無、誤廃棄を含む廃棄の有無につき、全く触れておらず、反論もしていない。私が求めている行政文書はこれらである。

なお、木更津署警務課職員は担当者会議及び書類の存在を認めている。よって私の論点は書類を作成、収集しているのにもかかわらず、それを木更津署長（実施機関）が公開しないことに対する不服である。

私が行政文書の情報公開請求しているのは、木更津署の担当者が私に説明する以前にそれらの書類の存在を知っているからである。私の審査請求に対しての反論書に

全く関係ないことを、つまり、わかりきっていることや、全然争っていないことばかり延々と説明をして、肝心の私が争っていることや、要求している前記2(1)～(3)につき処分庁は何の説明もしていない。

なお、実施機関が保有しているはずの行政文書の一部を(以下のとおり)添付する。

- ① 実行委員会が作成し、関係者全部に配布した資料の表紙、
- ② 同目次、
- ③ 実行委員会が木更津署を含む会議出席者に郵送した文書、
- ④ 会議出席回答の用紙(木更津署もこの書類を使い実行委員会に会議出席の可否を連絡したと思われる)、
- ⑤ 会議当日に配布された式次第(すべての会議に木更津署員が出席したことは確認済みである)、
- ⑥ 事前に実行委員会が会議を円滑に進めるため、会議出席予定者より課題・意見を文書にて収集し、検討表として整理した文書(木更津警察署が提出した部分が記されていることから、事前に実行委員会に木更津署員のいずれかの人物が文書にて実行委員会に当該課題を送付したと思われるので、当該文書が存在することは異論ないと思う)。

①から⑥までの資料から、ほかにも木更津署長(実施機関)が保有、作成した行政文書が存在することは、異論がないと思う。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関は弁明書において、以下のとおり主張している。

1 趣旨

本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

2 処分の理由

実施機関は、本件開示請求について、請求に係る対象文書を「雑踏警備日誌」及び「令和2年夏期観光安全対策」と特定した上で、本件処分を行った。

(1) 雑踏警備日誌

ア 決裁欄の印影

警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、条例第8条第2号及び「千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則」で定める警察職員の氏名に該当するため。

イ 「主な取扱い事項」欄の一部及び「事件事故の措置状況」欄の一部

当該行事で取り扱った事項及び同事項の詳細な措置状況等を開示することにより、特定個人を識別できる、又は特定個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるほか、警察に対する信頼が損なわれ、当該警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第2号及び同条第6号に該当するため。

なお、本件行文書部分開示決定通知書別紙「行政文書の件名／開示しない部分及び開示しない理由」7行目に記載の「2 千葉県情報公開条例第8条第4号及び第6号に該当」は誤りであって、正しくは、その理由に記載のとおり「2 千葉県情報公開条例第8条第2号及び第6号に該当」である。

(2) 令和2年夏期観光安全対策

ア 「犯罪抑止等に向けた諸対策の推進」欄の一部

雑踏に乗じて敢行されるテロ等違法行為の未然防止対策に対する態勢、手法等の情報を開示することにより、警察の対処能力が明らかになり、テロ等の犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第4号に該当するため。

イ 「花火大会及び祭礼警備等に伴う雑踏警備」欄の一部

当該行事で取り扱った事項及び同事項の詳細な措置状況等を開示することにより、特定個人を識別できる、又は特定個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるほか、警察に対する信頼が損なわれ、当該警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第2号及び同条第6号に該当するため。

3 弁明の内容

(1) 対象文書の特定について

実施機関において、審査請求人が開示を求める行政文書を検索した結果、千葉県木更津警察署が「雑踏警備日誌」、「令和2年夏期観光安全対策」を保有していたことから各文書を対象文書と特定したことに誤りはない。

(2) 決裁欄の印影について

条例第8条第2号の「警察職員であって規則で定めるものの氏名」について、「千葉県情報公開条例第8条第2号ハの警察職員を定める規則」では第1号「警部補以下の階級にある警察官」、第2号「前号の階級に該当する職にある警察官以外の職員」と定め、その氏名を開示しないことを規定している。決裁欄の印影は同規則で定める職員の

氏名に該当し、また、同号ただし書の不開示情報の例外として規定している情報には該当しないことから、同部分を不開示とした本件処分に誤りはない。

(3) 「主な取扱い事項」欄の一部及び「事件事故の措置状況」欄の一部について

当該情報は、当該行事で取り扱った事項及び同事項の詳細な措置状況等を開示することにより、特定個人を識別できる、又は特定個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第8条第2号に該当する。

また、同情報は、具体的な事件事故に関する情報であり、これを公にすれば、個人と千葉県警察の信頼関係が損なわれるなど、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号に該当する。

したがって、同情報は、条例第8条第2号及び同条第6号に該当することから、不開示とした本件処分に誤りはない。

(4) 「犯罪抑止等に向けた諸対策の推進」欄の一部について

当該情報は、雑踏に乗じて敢行されるテロ等違法行為の未然防止対策に対する態勢、手法等の情報を開示することにより、警察の対処能力が明らかになり、テロ等の犯罪を誘発し又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第4号に該当することから、同情報を不開示とした本件処分に誤りはない。

(5) 「花火大会及び祭礼警備等に伴う雑踏警備」欄の一部について

当該情報は、当該行事で取り扱った事項及び同事項の詳細な措置状況等を開示することにより、特定個人を識別できる、又は特定個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第8条第2号に該当する。

また、同情報は、具体的な通報の内容及び件数に関する情報であり、これを公にすれば、個人と千葉県警察の信頼関係が損なわれるなど、警察業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第6号に該当する。

したがって、同情報は条例第8条第2号及び第6号に該当することから、不開示とした本件処分に誤りはない。

4 結論

以上のことから、本件処分は、適法かつ妥当であると考えます。

第5 条例第23条第4項調査

当審査会は実施機関に対し、本件決定の経緯等について条例第23条第4項の規定による調査を実施したところ、その回答の要旨は以下のとおりであった。

1 審査請求人が令和3年7月26日付けで行った本件開示請求のうち、請求内容1及び3の請求については開示請求が取り下げられており、請求内容2に係る部分開示決定については審査請求がなされていない。本件審査請求の対象となる決定は、本件開示請求のうち、請求内容4に係る行政文書部分開示決定である。

2 前記第3 2 (1) で審査請求人が「警察が収集した行政文書の公開を求める」と主張する文書については、平成28年から令和元年までは祭礼（木更津みなと祭り）が開催されており、関係機関担当者会議への出席に伴い関係資料を取得していたものがあるが、祭礼終了後に廃棄したため不存在である。また、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて祭礼は中止されていたため、関係機関から取得していない資料があり、取得していた資料についても祭礼の中止が判明した後に廃棄したため不存在である。

これらの文書は、「千葉県警察の文書に関する訓令」に定める用済後廃棄文書又は年（度）末廃棄文書のいずれかに該当し、廃棄記録は存在しない。また、令和2年及び令和3年における警備計画書等については、祭礼が中止となったため未取得である。

3 前記第3 2 (2) で審査請求人が「警察が作成したもの及び関係者に提出した行政文書の公開を求める」と主張する文書については、会議開催通知への返信など例年作成する文書や平成28年から令和元年までの間に作成の事実を確認できる文書は存在するが、いずれも廃棄済みのため不存在である。また、令和2年及び令和3年は祭礼が中止となったため、文書を作成していない。

これらの文書は、前記訓令に定める用済後廃棄文書、年（度）末廃棄文書、1年保存文書又は5年保存文書のいずれかに該当し、用済後廃棄文書及び年（度）末廃棄文書については廃棄記録が存在しない。また、廃棄記録が残る1年保存文書及び5年保存文書については、本件決定で特定した文書以外未作成である。

なお、例年、祭礼に伴う交通規制の案内は主催者からなされており、実施機関から配布する文書は存在しない。

4 前記第3 2 (3) で審査請求人が公開を求めている行政文書については、始末書、顛末書の有無、110番受理処理結果票等の関係書類の存否を含め、個人又は法人の権利利益を侵害するおそれがあり、回答を控える。

5 審査請求人が警備報告書と主張する文書については、本件決定で特定した「雑踏警備日誌」がそれに該当する。同日誌は5年保存であり、平成27年以前の記録は廃棄済み

のため、事実確認ができない。

第6 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明、本件対象文書及び条例第23条第4項調査の回答を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件開示請求の対象となる行政文書について

本件開示請求の対象となる行政文書は、前記第2に記載した開示請求のうち「木更津署長が作成または保有する以下の行政文書（令和3年7月26日現在、保存期間内の行政文書に限る）、4 雑踏警備（木更津みなと祭り）～主催者、警備担当業者から入手した計画書などの書類も含む、多少名称が異なれど、同一と思われるものに付き回答をお願いします。」に関する行政文書である。

本件開示請求に対し、実施機関は本件対象文書を特定したことに誤りはないと弁明している。一方、審査請求人は警備計画書や警備担当者会議の記録など、実施機関が収集、作成等を行った前記第3で主張する文書が存在するのでこれらを開示するよう求めている。そこで、対象文書の特定に係る実施機関の決定の妥当性について、以下検討する。

実施機関の説明によると、警備計画書など審査請求人が存在すると指摘する文書については、例年取得、作成する文書や平成28年から令和元年までの間に取得、作成した文書があったことは認められるものの、これらは、本件決定で特定した文書を除き、いずれも廃棄済みとのことである。また、令和2年及び令和3年は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて祭礼が中止されたため、請求対象となる大半の文書を取得、作成しておらず、一部取得、作成した可能性がある文書についても、中止が明らかになった時点で廃棄するため、不存在とのことである。

これらの文書については、その大半が「千葉県警察の文書に関する訓令」に定める用済後廃棄文書又は年（度）末廃棄文書に該当するため廃棄記録は存在せず、年（度）末廃棄文書で開示請求時に存在した可能性のある令和3年の警備計画書等については、祭礼が中止されたため未取得又は未作成であったとのことである。また、廃棄記録が残る保存期間1年以上の文書については、本件決定で特定した対象文書以外、同じく祭礼が中止されたため未取得、未作成とのことであった。

本件審査において、これらの実施機関の説明を覆すに足る事実は認められず、その説明も不自然、不合理とは言えないものである。また、前記第3 2（3）で審査請求人が公開を求めている行政文書は、具体的な警備員又は警備業者の問題行動に関するもの

であり、その存否を答えると個人又は法人の権利利益を侵害するおそれがあるという実施機関の弁明は是認できる。

よって、実施機関は本件対象文書以外に本件開示請求の対象となる行政文書を保有していないと認められ、対象文書の特定に係る実施機関の決定は妥当と認められる。

2 本件決定の不開示部分の妥当性について

審査請求人は反論書において、前記第3 3のとおり争いはないと主張しており、これは、すでに開示された文書については黒塗りの部分を含み争わない趣旨と解されるため、本件決定の不開示部分の妥当性について、当審査会では判断しない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

不服申し立てのあった部分について、実施機関の決定は妥当である。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 1月26日	諮問書（反論書を含む）の受付
令和6年10月22日	審議
令和6年12月 5日	条例第23条第4項の規定による調査に係る実施機関の回答の受付
令和6年12月23日	審議
令和7年 2月25日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
安藤 なつき	弁護士	
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長

(五十音順)